



2025年度

運輸安全報告書

名鉄東部交通株式会社



本レポートは

お客様から一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、私たちが「安全・安心」を第一としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。

目次

- 1. 令和7年度 運輸安全マネジメントの取り組みについて
- 2. 事故に関する統計
- 3. 組織体制
- 4. 安全管理規定、安全統括管理者



令和7年度 運輸安全マネジメントの取り組みについて

令和7年 4月 1日

名鉄東部交通株式会社

◆ 輸送の安全のための指針

「安全、安心、親切」(安全は最大の信用維持の基)

○社内への周知方法 各営業所計算室等に年間にわたって掲示します。

◆ 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 輸送の安全が最重要であることの意識を徹底させ、関係法令及び安全管理規程 に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する目標をたて、全社員に周知させることで安全意識を高めます。
- (3) 輸送の安全に関するチェックを行い、必要な是正措置及び予防措置を講じます。
- (4) 情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。

◆ 安全重点施策

1. 輸送の安全に関する目標

- (1) 死亡事故など重大事故の撲滅を目指します。
- (2) 有責事故発生件数 50件以下 を目標とします。

○令和6年度発生件数 90件

○令和5年度発生件数 64件

2. 目標達成のための施策

(1) 点呼時等の通常指導

- 点呼を確実に実施し、免許証・アルコール検知器によるチェックを行うとともに、乗務員の健康状態の把握に努める。
- 自動日報のデジタルタコグラフによる速度超過、急発進、急加速、急減速等のチェックにより安全に対する指導を行う。

(2) 安全運転教育及び指導

- 事故惹起者に対する有責事故惹起者指導教育会議を開催し、事故再発防止に努める。(都度開催)
- ドライブレコーダ解析による個別指導の実施により事故防止の啓発に努める。
 - ・事故惹起時における映像確認に基づく即時指導の実施。
 - ・定期的な映像チェックにより、運転特性を確認し不適切な運転内容の乗務員に対する個別指導の実施。
- 運輸当局及び事業者団体主催の交通安全・事故防止に関するセミナー及び損保会社による事故処理関係等に関する教育会議への参加により、安全運転・事故防止に対する意識を向上させる。
- 適性診断と健康診断の計画的な受診及びその結果に基づき、運転特性、健康状態を把握し、改善の必要のある乗務員に対して指導教育、検診受診の勧奨を実施する。

3. 安全に関する情報交換 部所長会議、労使協議会、管理者会議、職制会議、班会議において、安全輸送についての検討・情報の収集及び重大事故情報を共有し、問題点の把握・改善に努め危機意識及び安全に対する啓発をいたします。

◆ 安全重点施策における目標達成状況

- (1) 令和6年度の自動車事故報告規則第2条に規定する事故は1件でした。
- (2) 令和6年度目標有責事故件数43件以内(前年度比+9件)に対して、発生件数90件(前年比26件増加)でした。
走行距離10万kmに対する発生率は1.31でした。(発生率目標0.4以下)

●2. 事故に関する統計

事故発生状況の推移

年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交通事故件数	120 (0)	70 (0)	77 (0)	67 (1)	118(1)	113 (1)
有責事故	62 (0)	35 (0)	42 (0)	43 (1)	64(1)	90 (1)
死者数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0(0)	0 (0)
負傷者数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0(1)	1 (1)
車両数 タクシー	191両	191両	189両	189両	185両	185両
車両数 路線バス	13両	13両	12両	13両	13両	14両
車両数 貸切バス	3両	4両	4両	4両	4両	3両
車両数 福祉車両	4両	4両	4両	4両	4両	4両
車両数 軽貨物	8両	8両	8両	8両	8両	7両
総走行キロ(km)	8,690,520	4,505,506	5,282,747	6,457,360	6,520,328	6,879,936
貸切 走行キロ(km)	4,594	9,596	20,274	18,941	19,409	18,154

※()内は国土交通大臣報告事故（重大事故）件数を内数で記載すること。

●3. 安全管理規定、安全統括管理者

名鉄東部交通株式会社 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 一般旅客自動車運送事業に関する業務については、関係法令や運行管理規程などの他、この規程によらなければならない。



第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 当社にとって、輸送の安全確保は事業の根幹であり、安全の確保を最優先にした事業の運営を図る。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全従業員等が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - 二 輸送の安全に関する必要な費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を実施し、必要に応じて、改善措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する必要な情報を全従業員等が共有できるよう、連絡体制の確立を図ること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 運行管理委託の場合は、委託先事業者と密接な連携を絶やさず、双方の協力のもと、輸送の安全確保に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全を確保するために年間指導計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(経営トップの責務)

第七条 経営トップは、輸送の安全の確保に関する総括責任者である。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 統括運行管理者（営業所長）

- 三 運行管理者
- 四 整備管理者
- 五 その他必要な責任者

- 2 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
- 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。(別表1)

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 管理職のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全従業員等に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、年間指導計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、従業員等に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、業務部と連携をとり、内部監査の結果を経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、統括運行管理者や運行管理者を指導・監督すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、従業員等に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する年間指導計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

(事故、災害等に関する対応)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署に速やかに伝達されるように努める。

- 2 安全統括管理者は、第一項の報告を受けた場合、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むことができるよう必要な指示を行う。
- 3 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。（別表2）

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、一年に一回、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を業務部と連携をとって実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査の結果に基づき、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、輸送の安全の確保の観点から必要な方策を検討し、必要となる改善措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等の分析から改善すべき事項の報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善策を検討し、これによる改善措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容について、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。



(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の内容、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した改善措置等を記録し、これを適切に保存する。

(附 則)

実施期日

平成19年 4月 1日 制定実施

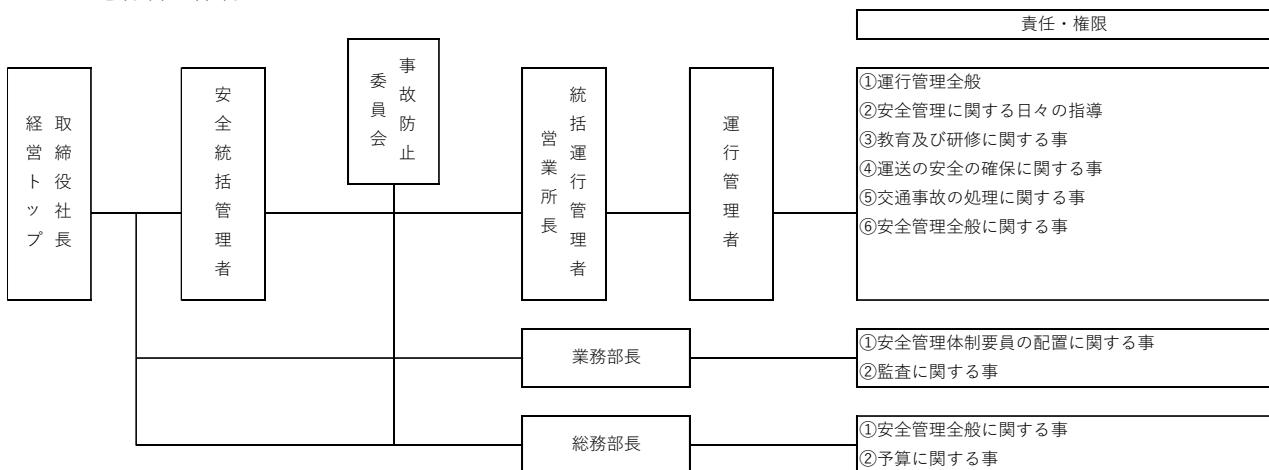
平成24年 4月 1日 改定実施

平成29年10月10日 改定実施

●4. 組織体制

別表1

運行管理体制



別表2

教育及び研修に関する計画

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
運行指導会議	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
管理者研修								●				
運行管理者試験					●							●

●は実施予定月

安全統括管理者

平成25年6月17日選任 タクシー事業部長 加藤水竹